

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	広島県理容美容専門学校
設置者名	学校法人 広島理容美容学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数 又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
衛生専門課程	理容科	夜・通信	合計 1,710 時間	160 時間	
	美容科	夜・通信	合計 1,800 時間	160 時間	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

本校ホームページ内にて公開 http://www.ken-ribi.ac.jp 【トップページ⇒学校概要⇒情報公開⇒授業担当教員一覧】
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	広島県理容美容専門学校
設置者名	学校法人 広島理容美容学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

本校ホームページ内にて公開 http://www.ken-ribi.ac.jp 【トップページ⇒学校概要⇒情報公開⇒「理事(役員)」名簿】
--

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	理容院経営者	令和6年5月1日～ 令和9年3月31日	本校運営に対する 指導・助言、監督
非常勤	美容院経営者	令和6年4月1日～ 令和9年3月31日	本校運営に対する 指導・助言、監督
非常勤	会社代表取締役	令和6年4月1日～ 令和9年3月31日	本校運営に対する 指導・助言、監督
(備考) 他、学外者である非常勤の理事7名（任期：令和6年4月1日～令和9年3月31日）			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	広島県理容美容専門学校
設置者名	学校法人 広島理容美容学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)</p> <p>厚生労働省から示されている理容師養成施設、美容師養成施設に必要な教育課程の基準の運用に基づいて教育課程を編成している。さらに、現場で活躍する理容師、美容師を養成できるよう、厚生労働省指定の必修科目以外に幅広い選択科目を導入し、特色ある授業内容を構築し授業を計画している。単位認定は筆記試験、実技試験に加え授業担当者による課題等により総合的に判断し認定している。また、すべての課目における評価項目は、年度初めにシラバスで周知し、評価項目の配分を示している。</p> <p>シラバスの作成の手順及び日程は次のとおりである。</p> <p>① 主任会議で今年度のシラバスの確認・評価を行う。(12月～1月)</p> <p>② 主任会議で教科担当者を決定し、教科担当者にシラバスの原稿を依頼する。(1月)</p> <p>③ 教科担当者よりシラバスの原稿提出、主任会議で原稿確認(2月)</p> <p>④ 校長、教頭、教務主任が最終確認し決定する。(3月)</p> <p>⑤ 入学式、始業式に公表(学生・保護者に配付、ホームページで公表)(4月)</p>	
授業計画書の公表方法	本校ホームページ内にて公開 http://www.ken-ribi.ac.jp 【トップページ⇒学校概要⇒情報公開⇒授業計画書(シラバス)】
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)</p> <p>学修成果について、学則及びシラバスに示した単位認定の方法により厳格かつ適正に評価し履修を認定している。</p> <p>具体的な単位認定の方法は、筆記試験・実技試験が共に100点満点中60点以上であること、提出物・授業態度などを総合的に判断し認定している。</p> <p>評価は、5段階(S100～90、A89～80、B79～70、C69～60、F59以下)で実施しており、SからCを単位認定する。</p> <p>また、単位認定の条件として、全課目においてすべての授業を履修することを基本としている。欠席の場合は補講(年間上限101時数を設定)を受講し、不足分の授業時数を充足できる体制を整備している。補講で授業時数が補えない場合は単位の認定を行わない。</p>	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

成績評価における客観的な指標について、本校はGPAを採用し適切に実施している。

1 GPA (グレード・ポイント・アベレージ) の取り扱いについて

本校は成績の分布状況を把握するために GPA を採用しており、GPA により算出された成績を以て、最終的な成績順位や卒業の認定を確定する。

2 GPA による成績評価方法について

成績の評価は5段階とし、GPA 評価点の小数点以下を四捨五入し、4.0をS、3.0をA、2.0をB、1.0をC、0をFとして評定する。

3 GPA の利用範囲について

GPA により算出された成績や順位等は、科目単位認定や卒業認定のほか、特待生選定や奨学生に対する報告成績、また成績証明書の発行などに利用している。

4 上記の内容について詳述された学則 (細則) を学生に配付し、周知している。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

本校ホームページ内にて公開 <http://www.ken-ribi.ac.jp>
【トップページ⇒学校概要⇒情報公開⇒成績評価(GPA)】

<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>卒業の認定方針等について定めた学則並びに学則細則を入学時に配布し、認定方法について丁寧に説明を行い、以下の内容で適切に実施している。</p> <p>卒業の認定は、すべての課目の単位が認定されていること（1年次 35 単位、2年次 35 単位、合計 70 単位）、及び卒業認定筆記試験に合格した者について、卒業認定委員会の審議に基づき校長が行っている。</p> <p>次の要件をすべて満たしていない場合は卒業延期となる。</p> <p>(1) 単位認定について</p> <p>① 授業時数の履修について 全課目において、すべての授業時数を受講していること。 (1年次 1,050 時数以上、2年次 960 時数以上、合計 2,010 時数以上)</p> <p>② 筆記試験・実技試験について 筆記試験・実技試験共に 100 点満点とし、60 点以上を及第とする。</p> <p>(2) 卒業認定筆記試験について 卒業認定筆記試験は国家試験に準じて実施している。(試験問題 55 問中 60%以上の正答率であること。関係法規・制度及び運営管理、公衆衛生・環境衛生、感染症、衛生管理技術、人体の構造及び機能、皮膚科学、化粧品化学、文化論及び理容美容技術理論の、いずれの課目においても無得点がないこと。)</p> <p>(3) 卒業認定・専門士授与の方針 (ディプロマ・ポリシー) 本校では以下のような能力を身につけ、かつ、所定の単位を修得した学生は卒業が認定され専門士の称号が授与される。</p> <p>① 理容科は、カット、ヘアセッティング、シャンプー、シェービングなどの理容師として必要な知識及び技能を習得し、理容師免許の取得を目指すと共に社会人としての教養と近代的な感覚を身につける。</p> <p>② 美容科は、ヘアデザイン、メイク、ネイルなどの美容師として必要な知識及び技能を習得し、美容師免許の取得を目指すと共に社会人としての教養と近代的な感覚を身につける。</p>	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	本校ホームページ内にて公開 http://www.ken-ribi.ac.jp 【トップページ⇒学校概要⇒情報公開⇒卒業認定】

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	広島県理容美容専門学校
設置者名	学校法人 広島理容美容学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	本校ホームページ内にて公開 http://www.ken-ribi.ac.jp
収支計算書又は損益計算書	本校ホームページ内にて公開 http://www.ken-ribi.ac.jp
財産目録	本校ホームページ内にて公開 http://www.ken-ribi.ac.jp
事業報告書	本校ホームページ内にて公開 http://www.ken-ribi.ac.jp
監事による監査報告（書）	本校ホームページ内にて公開 http://www.ken-ribi.ac.jp

※上記情報はすべて「トップページ⇒学校概要⇒情報公開」において公開

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

(一) 理容科

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
衛生		衛生専門課程	理容科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2年	昼	2, 010 単位時間/単位	630 単位時間 /単位	240 単位時間 /単位	60 単位時間 /単位	0 単位時間 /単位	1,080 単位時間 /単位
			2, 010 単位時間/単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
80人		28人	0人	6人	6人	12人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育課程及び年間の授業計画（シラバス）はホームページに掲載し周知している。 ・教育課程は2年間で必修科目(1,410時数)47単位、選択科目（600時数）20単位、合計(2,010時数)67単位で実施している。 ・職場体験学習……理容所で実務実習を実施している。
成績評価の基準・方法
<p>（概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価は、筆記試験・実技試験が共に100点満点中60点以上であること、提出物や授業態度などを総合的に判断し評価している。 ・評価は、5段階（S100～90、A89～80、B79～70、C69～60、F59以下）で実施しており、SからCを単位認定する。 ・また、全課目において全ての授業時数を履修することを基本としている。欠席の場合は補講（年間上限101時数を設定）を受講し、不足分の授業時数を充足できる体制を整備している。補講で授業時数が補えない場合は卒業延期となる。

<p>卒業・進級の認定基準</p> <p>(概要) 学則及び学則細則により認定基準を示し周知している。</p> <p>1 進級について</p> <p>1年次の授業時数 1,050 時数をすべて受講していること、履修課目 35 単位の認定を受けていること、この要件をすべて満たしていない場合は卒業延期となる。</p> <p>2 卒業について</p> <p>卒業の認定は、すべての課目の単位が認定されていること(1年次 35 単位、2年次 32 単位、合計 67 単位)、及び卒業認定筆記試験に合格した者について卒業認定委員会の審議に基づき校長が行っている。次の要件をすべて満たしていない場合は卒業延期となる。</p> <p>(1) 単位認定について</p> <p>① 授業時数の履修について</p> <p>全課目において、すべての授業時数を受講していること。(1年次 1,050 時数、2年次 960 時数、合計 2,010 時数)</p> <p>② 筆記試験・実技試験について</p> <p>筆記試験・実技試験共に 100 点満点とし、60 点以上を及第とする。</p> <p>(2) 卒業認定筆記試験について</p> <p>卒業認定筆記試験は国家試験に準じて実施している。(試験問題 55 問中 60%以上の正答率であること。関係法規・制度及び運営管理、公衆衛生・環境衛生、感染症、衛生管理技術、人体の構造及び機能、皮膚科学、化粧品化学、文化論及び理容技術理論のいずれの課目においても無得点がないこと。)</p>
<p>学修支援等</p> <p>(概要)</p> <p>本校は国家試験合格のみならず、理容師としての人格形成にも力を入れて指導している。担任は専門的な学習指導に対応するために理容従事経験者を配し、また幅広い学識経験者による指導を多く取り入れることで、社会人教育の拡充を図っている。</p> <p>具体的な学修支援としては、履修が不足する学生に対する補講・補習の実施や、各課目の期末試験等において、十分な習得が認められない学生に対し、再試験を実施することで、確実な知識、及び技能の習熟を図っている。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数 (直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
15人 (100%)	0人 (0%)	15人 (100%)	0人 (0%)
(主な就職、業界等) ・理容業			
(就職指導内容)			
<p>就職担当職員と担任が連携しながら、学生一人一人の就職や進路等について、個別相談やカウンセリングを実施し指導している。</p> <p>就職担当職員は、業界と連携・協力し就職に係る情報の集約や提供を行うと共に、実務実習についても担任と連携し計画的に進めている。</p>			
(主な学修成果 (資格・検定等))			
理容師国家資格、パーソナルカラー検定 2 級、JHCA ヘアカラー検定シングルスター			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
32人	2人	6.3%
(中途退学の主な理由) 進路変更などによる。		
(中退防止・中退者支援のための取組) 遠足やスポーツ大会等のイベントを実施し、クラスや学年団の連帯感を高め、より良い人間関係が構築できるよう、行事や集団づくり等を計画している。 総務部と担任が連携し生活面や健康面等について学生指導を行うとともに、学生一人一人の授業の履修状況、単位認定の状況等をもとに学生と個人面談を実施している。また、保護者と連携を密に図り、家庭と学校が協力し教育活動を進めている。		

(二) 美容科

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
衛生		衛生専門課程	美容科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数 2,010 単位時間/単位	開設している授業の種類				
	昼		講義	演習	実習	実験	実技
2年			630 単位時間 /単位	240 単位時間 /単位	60 単位時間 /単位	0 単位時間 /単位	1,080 単位時間 /単位
		2,010 単位時間/単位					
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
160人		155人	0人	7人	6人	13人	

カリキュラム (授業方法及び内容、年間の授業計画)
(概要) ・教育課程及び年間の授業計画(シラバス)はホームページに掲載し周知している。 ・教育課程は2年間で必修科目(1,410時数)47単位、選択科目(600時数)20単位、合計(2,010時数)67単位で実施している。 ・職場体験学習……美容所で実務実習を実施している。
成績評価の基準・方法
(概要) ・成績評価は、筆記試験・実技試験が共に100点満点中60点以上であること、提出物や授業態度などを総合的に判断し評価している。 ・評価は、5段階(S100~90、A89~80、B79~70、C69~60、F59以下)で実施しており、SからCを単位認定する。 ・また、全課目において全ての授業時数を履修することを基本としている。欠席の場合は補講(年間上限101時数を設定)を受講し、不足分の授業時数を充足できる体制を整備している。補講で授業時数が補えない場合は卒業延期となる。

<p>卒業・進級の認定基準</p> <p>(概要) 学則及び学則細則により認定基準を示し周知している。</p> <p>1 進級について 1年次の授業時数 1,050 時数をすべて受講していること、履修課目 35 単位の認定を受けていること、この要件をすべて満たしていない場合は卒業延期となる。</p> <p>2 卒業について 卒業の認定は、すべての課目の単位が認定されていること (1年次 35 単位、2年次 32 単位、合計 67 単位)、及び卒業認定筆記試験に合格した者について卒業認定委員会の審議に基づき校長が行っている。次の要件をすべて満たしていない場合は卒業延期となる。</p> <p>(1) 単位認定について ② 授業時数の履修について 全課目において、すべての授業時数を受講していること。(1年次 1,050 時数、2年次 960 時数、合計 2,010 時数)</p> <p>② 筆記試験・実技試験について 筆記試験・実技試験共に 100 点満点とし、60 点以上を及第とする。</p> <p>(2) 卒業認定筆記試験について 卒業認定筆記試験は国家試験に準じて実施している。(試験問題 55 問中 60%以上の正答率であること。関係法規・制度及び運営管理、公衆衛生・環境衛生、感染症、衛生管理技術、人体の構造及び機能、皮膚科学、化粧品化学、文化論及び美容技術理論のいずれの課目においても無得点がないこと。)</p>
<p>学修支援等</p> <p>(概要) 本校は国家試験合格のみならず、美容師としての人格形成にも力を入れて指導している。担任は専門的な学習指導に対応するために美容従事経験者を配し、また幅広い学識経験者による指導を多く取り入れることで、社会人教育の拡充を図っている。 具体的な学修支援としては、履修が不足する学生に対する補講・補習の実施や、各課目の期末試験等において、十分な習得が認められない学生に対し、再試験を実施することで、確実な知識、及び技能の習熟を図っている。</p>

卒業生数、進学者数、就職者数 (直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
50人 (100%)	0人 (0%)	48人 (96.0%)	2人 (4.0%)
(主な就職、業界等) ・美容業 ・まつ毛エクステサロン			
(就職指導内容) 就職担当職員と担任が連携しながら、学生一人一人の就職や進路等について、個別相談やカウンセリングを実施し指導している。 就職担当職員は、業界と連携・協力し就職に係る情報の集約や提供を行うと共に、実務実習についても担任と連携し計画的に進めている。また、学生が多くの職場を知る機会として、毎年サロン説明会を開催している。			
(主な学修成果 (資格・検定等)) 美容師国家資格、パーソナル検定 2 級、ネイリスト協会技能検定 3 級、 ABE まつ毛エクステンションアシスタント認定証、JHCA ヘアカラー検定シングルスター			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
140人	11人	7.9%
<p>(中途退学の主な理由) 進路変更などによる。</p>		
<p>(中退防止・中退者支援のための取組) 遠足やスポーツ大会等のイベントを実施し、クラスや学年団の連帯感を高め、より良い人間関係が構築できるよう、行事や集団づくり等を計画している。 総務部と担任が連携し生活面や健康面等について学生指導を行うとともに、学生一人一人の授業の履修状況、単位認定の状況等をもとに学生と個人面談を実施している。また、保護者と連携を密に図り、家庭と学校が協力し教育活動を進めている。</p>		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
理容科	80,000 円	520,000 円	250,000 円	設備費
美容科	80,000 円	520,000 円	250,000 円	設備費
修学支援 (任意記載事項)				
<ul style="list-style-type: none"> ・入学支援制度 ・特待生制度 ・一人暮らしサポート (遠隔地支援制度) ・親族減免制度 ・受験料免除 (オープンキャンパス参加特典) ・コンテスト支援制度 				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 本校ホームページ内にて公開 http://www.ken-ribi.ac.jp 【トップページ⇒学校概要⇒情報公開⇒学校評価】												
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)												
<p>学校関係者評価の基本方針を次のように定め、実施している。</p> <p>1 目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学則第 31 条第 1 項に基づき、本校の教育目標、計画に沿った取組の達成状況、学校運営等の状況に関する自己評価を行い、教育活動や学校運営等の課題について継続的に改善を図るとともに、評価結果を公表する。 ・同 31 条第 2 項に規程に基づき、自己評価結果を踏まえ学校関係者評価を実施する。当該委員会の委員による助言、意見等の評価結果を教育活動や学校運営等の改善に活用する。評価結果と改善の取組を学校ホームページに掲載し広く社会へ公表する。 <p>2 自己評価及び学校関係者評価の実施について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員が、本校の教育目標や教育活動、学校運営等について自己評価を行い、自己評価委員副委員長 (以後 総務主任) が 1 月末までに取りまとめる。 ・学校関係者委員会を 2 月中旬までに開催し、学校が実施した自己評価結果を学校関係者評価委員が評価をし、総務主任が助言・意見等を集約する。職員会議で集約した助言・意見等の共通理解を図り、各部署で次年度に向けての改善や取組みについて検討する。 ・総務主任が各部署の意見を集約し、主任会議等で検討し次年度の学校経営計画等についてまとめ、3 月の職員会議で周知する。 ・3 月の職員会議で周知した内容は、次年度の第一回学校関係者評価委員会において、校長より当該委員に報告する。 <p>3 学校関係者評価委員会による学校評価の「評価項目」について</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">I 教育理念・目的・人材育成像</td> <td style="width: 33%;">II 学校運営</td> <td style="width: 33%;">III 教育活動</td> </tr> <tr> <td>IV 学修成果</td> <td>V 学生支援</td> <td>VI 教育環境</td> </tr> <tr> <td>VII 学生の受入れ募集</td> <td>VIII 財務</td> <td>IX 法令等の順守</td> </tr> <tr> <td>X 社会貢献・地域貢献</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>4 学校関係者評価委員会の組織について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県理容美容専門学校 学校関係者評価委員会を組織する。 ・学校関係者評価委員の定数は 5 名とする。 ・学校関係者評価委員の選出区分は、関連業界等関係者、卒業生、教育に関し知見を有する者とする。 ・委員会の構成は、別紙「広島県理容美容専門学校 学校関係者評価委員会」名簿による。 	I 教育理念・目的・人材育成像	II 学校運営	III 教育活動	IV 学修成果	V 学生支援	VI 教育環境	VII 学生の受入れ募集	VIII 財務	IX 法令等の順守	X 社会貢献・地域貢献		
I 教育理念・目的・人材育成像	II 学校運営	III 教育活動										
IV 学修成果	V 学生支援	VI 教育環境										
VII 学生の受入れ募集	VIII 財務	IX 法令等の順守										
X 社会貢献・地域貢献												

学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
美容院経営者	令和7年4月1日～ 令和9年3月31日	関連業界等関係者
美容院経営者	令和6年4月1日～ 令和9年3月31日	関連業界等関係者
美容院経営者	令和6年4月1日～ 令和9年3月31日	卒業生
美容院経営者	令和6年4月1日～ 令和9年3月31日	卒業生
大学講師	令和6年4月1日～ 令和9年3月31日	教育に関し知見を有する者
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)		
本校ホームページ内で公開 http://www.ken-ribi.ac.jp		
【トップページ⇒学校概要⇒情報公開⇒学校評価】		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法)
本校ホームページ内で公開 http://www.ken-ribi.ac.jp

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H134310000103
学校名 (〇〇大学 等)	広島県理容美容専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人 広島理容美容学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等 (内数) ※家計急変による者を除く。		22人	18人	23人
内 訳	第Ⅰ区分	11人	-	
	(うち多子世帯)			
	第Ⅱ区分	-	-	
	(うち多子世帯)			
	第Ⅲ区分	-	-	
	(うち多子世帯)			
	第Ⅳ区分 (理工農)	0人	0人	
	第Ⅳ区分 (多子世帯)	-	-	
区分外 (多子世帯)				
家計急変による 支援対象者 (年間)				0人
合計 (年間)				23人

(備考)

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	人	0人	—
修得単位数が「廃止」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当)	人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	人	0人	0人
計	人	0人	—
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）及び専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	—
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	—
訓告	0人
年間計	0人

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
G P A等が下位4分の1	人	0人	0人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	人	0人	0人
G P A等が下位4分の1	人	0人	—
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	人	—	0人
計	人	—	—

(備考)

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。